

主な変更点

変更点は以下の通りです。

画面名	区分	対象施設	変更内容
単価マスタ	追加	認定こども園 幼稚園 1 号認定	副食費徴収免除加算の上限変更
単価マスタ	追加	認定こども園	処遇改善等加算Ⅱにおける令和5年度単価の修正

副食費徴収免除加算の上限変更

メインメニュー ⇒ エラー・過誤選択

○副食費徴収免除加算の上限変更

過誤請求対象施設:認定こども園 幼稚園1号 副食費徴収日数が「20日」設定の施設

<副食費徴収免除加算の上限変更の状況>

	アップデート前の単価	アップデート後の単価
単価ファイル Ver	Ver.2023.2	Ver.2023.3
請求単価	235円/1日 ×20日=4,500円	235円/1日 ×20日=4,700円

注意点 過誤請求対象施設について

令和5年4月分の副食費徴収日数が「20日」の施設が対象です。

※4,500円→4,700円へ上限の変更

▼4月分の請求(単価ファイル更新前)

【235 円/1 日×20 日=4,500 円(4,700 円)】 ←実際は 4,700 円の請求が必要なので過誤対象

【235 円/1 日×19 日=4,460 円】 ←過誤対象外

認定こども園 幼稚園の1号認定でも副食費徴収日数が「19日以下」の場合は過誤請求対象外となります。

〇過誤データの作成

令和 5 年 4 月(2023 年 4 月)の過誤データを作成します。

- 1. [処理年月]に[0504]または[202304]を入力し、 Enter キーを押下します。
- 2. 再請求 をクリックし、 作成[F1] をクリックします。
- 3. 確認メッセージが表示されます。 OK をクリックします。
- 4. <u>- 括処理</u>をクリック、[訂正区分] 過誤請求 を選択し、副食費徴収免除加算の過誤請求をする 対象児童全てをクリック、最後に 登録[F1] をクリックします。
- 5. 左の一覧より該当園児1名をクリックし、[副食費徴収免除加算1]欄の金額が4,700円と表示されることをご確認ください。
- 6. 確認後、 <u>終了[F3]</u> をクリックします。

4039005	冷暖房費加算 5	
A053001	処遇改善等加算(2)	- 10 M
4056001	副食費徴収免除加算 1	4,700

処遇改善等加算Ⅱにおける令和5年度単価の修正

メインメニュー ⇒ エラー・過誤選択

○処遇改善等加算Ⅱにおける令和5年度単価の修正

過誤請求対象施設:認定こども園 処遇改善等加算 II 人数Bを請求している施設

〈認定こども園の処遇改善等加算Ⅱの単価修正の状況〉

	アップデート前の単価	アップデート後の単価
単価ファイル Ver	Ver.2023.2	Ver.2023.3
割り返し前の金額	6,270×人数 B(1 人)×1/2	6,270×人数 B(1 人)×1/2
例:人数 B は 1 人請求の場合	= <u>3,130</u> ×人数 B(1 人)	= <u>3,135</u> ×人数 B(1 人)

注意点 処遇改善等加算Ⅱ 過誤請求について

令和5年4月分(5月早期フロー〜エラーフロー期間内)のデータ送信済み施設が対象です。

バージョンアップ後、6月早期フロー以降、随時過誤請求を行ってください。

〇過誤データの作成

令和5年4月(2023年4月)の過誤データを作成します。

- 1. [処理年月]に[0504]または[202304]を入力し、 Enter キーを押下します。
- 2. 再請求 をクリックし、 作成[F1] をクリックします。
- 3. 確認メッセージが表示されます。 OK をクリックします。
- 4. 一括処理 をクリック、[訂正区分] 過誤請求 を選択し、 全選択 をクリック、最後に、
 登録[F1] をクリックします。
- 5. 左の一覧より1名園児をクリックし、[処遇改善等加算(2)]欄に金額が表示されることをご確認ください。 ※金額は施設によって異なる場合がございます。
- 6. 確認後、 <u>終了[F3]</u> をクリックします。

冷暖房費加算 5	110
処遇改善等加算(2)	14,100
副食費徴収免除加算 1	4,738